

とっとり住まいの支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日付第20130019294号鳥取県生活環境部長通知）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略            （定義）            第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            （1）～（15） 略            （16） 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。                ア～ウ 略                エ 本補助金の交付決定を受けた住宅にあっては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する額の確定通知の日から10年以上が経過していること（車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるもので、表3の左欄の（1）の助成のみを受ける場合を除く。）。                オ 略            （17） 略</p> <p>（補助金の交付）            第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。            （1）及び（2） 略            2 本補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。            （1） 略            （2） 前項第2号に掲げる者に交付する補助金            表3の左欄の区分の（1）に対し同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。）とする。ただし、同表の左欄の区分の（2）から（4）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額（補助金額は改修工事費の1/2（千円未満は切り捨てる。）又は50万円のいずれか低い額を限度とする。）とする。</p>	<p>第1条・第2条 略            （定義）            第3条 この要綱において使用する用語の意義は、当該各号に定めるところによる。            （1）～（15） 略            （16） 県産材活用改修 次に掲げる要件を全て満たして鳥取県内の既存の住宅の増築、改築、修繕又は模様替を行うことをいう。                ア～ウ 略                エ <u>環境にやさしい木の住まい建設等資金補助金（平成17年鳥取県条例第10号）の交付決定を受けた住宅（同日前に第5条第1項の登録を受けた住宅の購入に係るものを除く。）</u>及び本補助金の交付決定を受けた住宅にあっては、当該補助金に係る規則第18条第1項に規定する額の確定通知の日から10年以上が経過していること（車庫、物置、木塀、門等の新設等当該住宅と明らかに区分できるもので、表3の左欄の（1）の助成のみを受ける場合を除く。）。                オ 略            （17） 略</p> <p>（補助金の交付）            第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。            （1）及び（2） 略            2 本補助金の額は、1戸につき、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以下とする。            （1） 略            （2） 前項第2号に掲げる者に交付する補助金            表3の左欄の区分の（1）に対し同表の中欄に定める額（同表の右欄の額を超える場合は右欄の額。以下同じ。）とする。ただし、同表の左欄の区分の（2）から（4）までに該当する場合は、該当する区分に応じて同表の中欄に定める額を加えた額（補助金額は改修工事費 <u>（仕入控除税額（改修工事費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年</u></p>

第5条～第8条 略

(交付申請の時期等)

第9条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限とし、木造住宅の建設又は県産材活用改修を行う場合にあっては当該申請に係る住宅の建設工事又は改修等工事に着手する前、登録住宅を購入する場合にあっては第5条第3項の規定による登録決定の通知日から1年を経過する日までに行わなければならない。

2～4 略

削除

(交付決定の時期等)

第10条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2～3 略

削除

(承認を要しない変更等)

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定める

法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)の1/2(千円未満は切り捨てる。)又は50万円のいずれか低い額を限度とする。)とする。

第5条～第8条 略

(交付申請の時期等)

第9条 本補助金の交付申請は、毎年3月20日(休日のときは、直前の平日)を期限とし、木造住宅の建設又は県産材活用改修を行う場合にあっては当該申請に係る住宅の建設工事又は改修等工事に着手する前、登録住宅を購入する場合にあっては第5条第3項の規定による登録決定の通知日から1年を経過する日までに行わなければならない。

2～4 略

5 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第10条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から15日以内に行うものとする。

2～3 略

4 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更等)

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるも

もの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の3分の1を超える減額

(3) 補助事業者の変更

2～3 略

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 子育て世帯等の場合は、交付決定住宅に転居後の世帯全員の住民票(ただし、第3条第10号のアに該当しない場合は、当該住民票及び戸籍謄本又は戸籍抄本)

(11)～(14) 略

3 略

削除

削除

の以外の変更とする。

(1) 本補助金の3分の1を超える減額

(2) 補助事業者の変更

2～3 略

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から14日を経過する日までに行わなければならない。

2 前項の報告書に添付すべき規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、第4条第1項第1号に掲げる者の場合にあつては様式第6号、同項第2号に掲げる者の場合にあつては様式第6号の2によるものとし、規則第17条第2項に規定する知事が必要と認める書類は次に掲げるとおりとする。

(1)～(9) 略

(10) 子育て世帯等の場合は、交付決定住宅に転居後の世帯全員の住民票(ただし、第3条第9号のアに該当しない場合は、当該住民票及び戸籍謄本又は戸籍抄本)

(11)～(14) 略

3 略

4 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)であつて第4条第1項第2号に該当する者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、改修工事費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第12号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

削除

様式第 12 号 (第 12 条関係)

年 月 日

様

住 所  
申請者 氏 名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度とっとり住まいる支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日 第 号により交付決定のあったとっとり住まいる支援事業  
補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

- |                                    |           |
|------------------------------------|-----------|
| 1 交付された補助金等の額の確定額                  | 金 _____ 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 _____ 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額            | 金 _____ 円 |
| 4 補助金返還額 (2の額から3の額を差し引いた額)         | 金 _____ 円 |

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (写し)

削除

様式第12号 別紙 (第12条関係)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人住所

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金額

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費 (補助金の使途) の内訳

<u>区 分</u>	<u>課税仕入れ</u>	<u>課税仕入れ</u>			<u>非課税仕入れ</u>	<u>合計</u>
		<u>課税売上 対応分</u>	<u>非課税売上 対応分</u>	<u>共通対応分</u>		
<u>経 費 の 内 訳</u>						

(2) 課税売上割合 \_\_\_\_\_ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

附 則

この要綱は、令和7年2月4日から施行する。